## 記載例©

## 令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所	轄務	経済署長 給与の支払者の 名 称 (氏 名 )	大	手食	品	朱式会	·········· 会社			(フリガナ)	•	タナカ タロ		N III	記載のしかたはこちら <b>                                    </b>
		給与の支払者の 法 人 番 号 給与の支払者の	0   1	2	3   4   <b>3</b>   4   岐阜	4   5	きます。)が記載してく <b>6</b>   <b>7</b>   <b>8</b>		1  0	あなたの氏名 <b>1</b> あなたの住所 又 は 居 所		田中 太良 			
		税務署長 所 在 地(住 所)	ЩХ	干力	以子	י נוו				10 /11 //1					EDS#M#O-E
		保険会社等     保険       の名称     種	き等のヌ			等の氏名	保 険 金受 取 人		の 新・旧 の 区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額) 支払者 (a)		(程 除 全 計 等 「□」 <sup>弥</sup>		契 約 者 の 氏 名 ファール 展 照 保	なたが本年中に支払った 検科等のうち、左欄の区分 係る金額(分配を受けた割 企等の控験後の金額) (A)
	_	生命保険㈱	終身 総	終身	田中	太郎	田中	洋子	新	(a) P 25,000		××火災㈱	地震(建物) 5年	田中 太郎 地震 旧長期	42,000
	般の	生命保険㈱ 養	老 1	0年	田中	太郎	田中	太郎	新・旧	80,000 (a)			積立傷害 12年	田中太郎地震	14,800
	生命保								新•旧	(a)			食料の金額の合計額	田中太郎(旧長期)	B 42,000
	険料	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 A 25,0	00 円 A の	の金額を 等用)に	下の計算式 当てはめて計	I (新保険 算した金額	<b>(1)</b>	,500 ,500	計(①	(最高40,000円) (最高40,000円) (40,000円)	担担	L GW/ OH KMI	員害保険料の金額の合		© 14,800
, ,		(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 B 80,0	000 円 <sup>B の</sup> 料等	の金額を 等用)に	下の計算式 当てはめて計	II (旧保険 算した金額	② (最高5 45,0	000円)	②と③の か 大 き	い金額 45,000	····   除 ····	地震保険料	(最高50,00 額 42,000	0円) 円 円 + 【 © の 金 額 ( © の 金 額 : 10,000円を超える場合は © × 1/2+5,000 円 )	12,400
命保	介護	生命保険㈱	个護 2	20年	田中	太郎	田中	洋子		(a) 120,000 H	$\prod$	控 除 額		=	(最高50,000円) <b>50,000</b>
険	医療保									(a)		- / \	保険料支払先 の 名 称	保険料を負担することになっている人の氏名	
料控	険 料	(a)の金額の合計額 C 120,00	00 [					Cの金額を 料等用)に当	下の <b>計算式 I</b> 当てはめて計算	(新保険 した金額 (最高40,000円)	—   係 		日本年金機構	田中祥平	120,000
除	個	生命保険㈱	年金 3	30年	田中	太郎	田中	<b>洋子</b> . 1	新加	(a) P 90,000		!	合 計 (:	空除額)	120,000
	人年	生命保険㈱	年金 3	30年	田中	太郎	田中 <sub>支払開始日</sub> 2047.12	太郎	新山	(a) 30,000 (a)	例例	·	種	類	あなたが本年中 払った 掛 金 の
	金保険	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 D 90,00	00 m 内の	の金額を等用)に	下の計 <b>算式</b> 当てはめて計	I (新保険 第した金額		· (円0000円)	新・旧計(④	(最高40,000円) (40,000円)		独立行政法	人中小企業基盤	整備機構の共済契約の掛金	120,000
	料	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 E 30,00	- E σ	の金額を 等用)に	下の計算式 当てはめて計	II (旧保険 算した金額	,	(円000,00	円 ⑤と⑥の か 大 き	)いずれ ② 40,000	<u>円</u>   業 円   共	確定拠出4	F 金 法 に 規 定 す	る企業型年金加入者掛金	
	計算式 I (新保険料等用)※ A、C又はDの金額 控除額の計算 20,000円以下 A、C又はDの全額			計算式		B又は	Eの金額	(旧保険料等用)※ 控除額の計		生命保険料控除 計(①+回+⊗ (最高120,000円	#	確定拠出生		る個人型年金加入者掛金	
	_					5,000円以 5,001円から		B又はEの (B又はE)	主領 ×1/2+12	,500円	1 2	1 八 郎 陪 宝	者扶養共済制	度に関する契約の掛金	

(B又はE)×1/4+25,000円

-律に50,000円

控

除

合 計 (控除額)

120,000

120,000

一律に40,000円

(A、C又はD)×1/4+20,000円 50,001円から100,000円まで

100,001円以上

40,001円から80,000円まで

80,001円以上

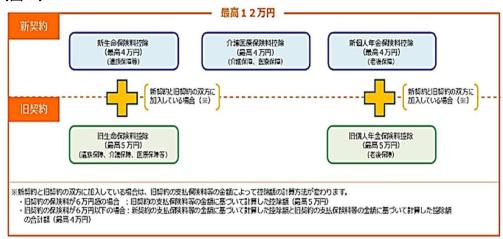
<sup>※</sup> 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

## [保険料控除申告書]各項目解説(記載が必要になる条件)

名称	解説	添付書類
生命保険料 控除 記載例©の 「イ」へ記入	・一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛け金で本人が支払ったものであり、その保険料は「一般」「介護」「個人年金」に区分される。最高で12万円の控除を受けることが可能 (図1)参照・保険金の受取人は、所得者本人又は配偶者や親族だけであるか(個人年金保険料については親族を除く) [注意事項]・本人自身が支払ったものであるか・本年中に支払ったものであるか・本年中に支払ったものか 前納保険料については「前納保険料の総額」×「前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数」÷「前納保険料に係る払込期日の総回数」で算出した金額	·生命保険料控除 証明書
地震保険料 控除 記載例©の 「ロ」へ記入	・剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合、支払った保険料の合計額からその剰余金等の金額を差しる目いた金額が控除の対象となる金額・所得者本人が支払ったものに限る・H18.12.31までに締結した長期損害保険契約等(旧長期損害保険契約)に係る保険料又は掛け金を支払った場合にも、一定の金額について地震保険料控除の対象となる金額に含めることが可能・同じハガキ内に「地震保険料」と「旧長期保険料」が2段書きになっている場合(同一契約に2種類含まれている場合)はどちらか一方のみ使用可能	·地震保険料控除 証明書
社会保険料 控除 記載例© の「八」に記 入	・所得者本人が支払ったものに限る ・該当する例として国民健康保険、国民年金保険(その他対象となる社会保険料の詳細については国税庁 HP「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130.htm」をご確認ください <u>給料または年金から控除されたものについては記載不可</u>	・社会保険料(国 民年金保険料)控 除証明書 ・国民健康保険料 の納付書類(領収 証)等
小規模企業 共済等掛金 控除 記載 列©の「二」 へ記入	・掛金には 毎月の給与から差し引かれるものと 本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除可能	· 小規模企業共済 掛金控除証明書
住宅借入金 控除等特別 控除	・H28~R6 年に住宅借入金等特別控除を受けられた方について提出必須 ・金融機関から届〈「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を一緒に提出 調書方式を採用している場合は不要・調書方式を適用し、交付方法を電子とした場合は毎年 11 月中旬にマイナポータルへ控除証明書が格納されるため、ログイン後して印刷して提出・書面交付の場合は、住宅借入金特別控除の申告の翌年 11 月下旬頃に控除証明書が一括で郵送されて〈る・電子交付から書面交付に変更したい、書面交付された控除証明書を紛失した場合は税務署に申請書(図2)を提出する	・住宅借入金等特別控除申告書 ・住宅取得資金に係る借入金の年末 残高証明書

「イ」については「計算式」」を、「ロ」については記載欄下部を参照し控除額を算出する

【図1】



【図 2】



国税庁 HP より

https://www.nta.go.jp/ taxes/tetsuzuki/shinsei /annai/shinkoku/annai /36.htm